

「監査委員会議」会議録

日時	平成30年10月24日(水) 15時30分 から 16時35分 まで	1 定例会 ② 臨時会 3 その他	① 監査委員室 2 その他
出席者	監査委員	事務局	
	福 田 委 員 丹 羽 委 員 黒 川 委 員 小 川 委 員 4名	監査事務局長 監査事務局次長 監査第二課長 特別監査室長 工事監査室長 主査2 7名	関係人
概要	<p>陳 述 「名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求」に係る請求人陳述 請求人より陳述が行われた。</p> <p>議 題 当局に対する事情聴取の実施について 事務局から説明を行い、原案どおり了承された。</p> <p>その他 「住民監査請求書を収受した場合の議会への通知等に関する取扱い」について、 事務局から説明を行い、原案どおり考え方をとりまとめることでも了承された。 また、当該取扱いについては、後日の監査委員会議で審議し正式に決定すること となった。</p>		

監査委員臨時会

日時:平成30年10月24日(水)

午後3時30分～

場所:監査委員室

- ・陳述 「名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求」に係る請求人陳述
- ・議題 当局に対する事情聴取の実施について
- ・その他

議題 当局に対する事情聴取の実施について（案）

- 1 日時について
平成30年10月31日（水）9時30分～
- 2 場所について
監査委員室
- 3 対象局・室について
観光文化交流局（西野名古屋城総合事務所長はじめ9名）
会計室（大島会計管理者はじめ6名）
- 4 実施方法について
観光文化交流局、会計室の順番で入れ替えにて実施
（1）観光文化交流局
ア 弁明書について局による説明（10分程度）
イ 弁明書、質問事項への回答について質疑
（2）会計室
ア 質問事項への回答について質疑
- 5 座席表について
別添のとおり

座席表(当局に対する事情聴取)

(局名：観光文化交流局)

別添

入口

総務課 谷庶務係長	総務課 阿部経理係長	名古屋城総合事務所 瀬瀬主査	名古屋城総合事務所 矢形主査
総務課 伊藤課長	名古屋城総合事務所 村木主幹	名古屋城総合事務所 荒井主幹	名古屋城総合事務所 西野所長 蜂矢主幹
小川監査委員	黒川監査委員	福田監査委員	丹羽監査委員

監査事務局

座席表 (当局に対する事情聴取)

(局名：会計室)

別添

入 口

--	--	--	--	--	--

武石 審査第二係長	爾 改善指導係長	西村 庶務係長			
--------------	-------------	------------	--	--	--

野澤 審査課長	大島室長	植村次長			
------------	------	------	--	--	--

--	--	--	--	--	--

小川 監査委員	黒川 監査委員	福田 監査委員	丹羽 監査委員		
------------	------------	------------	------------	--	--

監査事務局

監査委員室座席表

入口

監 査 事 務 局

記 者 席 (13席)

傍 聴 席 (10席)

陳述人
森 晃

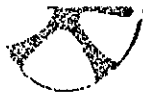
テーブル

小川
委員

黒川
委員

福田
委員

丹羽
委員



30観名保第128号
平成30年10月23日

名古屋市監査委員 福 田 誠 治 様
名古屋市監査委員 丹 羽 ひろし 様
名古屋市監査委員 黒 川 和 博 様
名古屋市監査委員 小 川 令 持 様

名古屋市長 河村 たかし



住民監査請求に係る弁明書の提出について

平成30年10月17日付30監特第30号にてご依頼のありました平成30年9月21日に提出された住民監査請求の内容に係る弁明書につきまして、別添のとおり提出しますのでよろしくお願い申し上げます。

住民監査請求書に関する弁明書

(1) 本件事業は国の特別史跡である名古屋城跡内において名古屋城天守建物を木造復元するものであることから、執行の以前に文化庁への届け出が必要となり（文化財保護法第百二十五条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第一条）その現状変更許可について文化審議会の諮問を受けなければならない。（文化財保護法第百五十三条2の十四）

「執行の以前に文化庁への届け出が必要」を「特別史跡名古屋城跡における現状変更を伴う工事の着手（執行）に先立ち、文化庁に対する現状変更許可の申請が必要」と解したうえで、事実（1）の内容については、認める。

(2) 国土交通省は告示15号において建築物の基本設計について、その要件を定めており、そこには「法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ」の項があり「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」として「基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う」こととしている。

事実（2）の内容については、否認する。

国土交通省告示第十五号（平成二十一年一月七日）別添一において、一般的な設計受託契約又は工事管理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務として、その内容が掲げられている。基本設計に関する標準業務として、建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質が、建築物の内外の意匠を検討し、それらを統合して成果図書を作成するために必要な業務が、業務内容として掲げられており、その中に、「法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ」との項目があり「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」として「基本設計に必要な範囲で、確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う」と掲げられている。

よって、本告示は基本設計に関する「標準業務」を掲げたものであり、要件を定めるものではないことから、請求者の事実認定は誤りである。

(3) 名古屋市は本件事業開始以前に「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル業務要求水準書」（甲第7号証）（以下「業務要求水準書」という）を定めており、その「第2章第4節1.（6）特別史跡における条件」において「その他、下記事項②」として「木造復元に際し、実施設計に着手する前の基本設計段階において、文化庁における『復元検討

委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」と定めている。

(4) また、前項「業務要求水準書」(甲第7号証)に対する応募事業者の質問に対する回答として「名古屋城天守閣整備事業について、質問書に対する回答書(第4回) <平成28年2月2日公表>(第8号証)(以下「回答書」という)を示しており、その「平成28年1月20日付けの説明書等に対する質問書についての回答」の6として「文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了承が得られれば、実施設計段階では、文化庁における『復元検討委員会』の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか」との質問に対して「結構です」と肯定している。

(3)、(4)で示された各文書に当該文言が存在することは認める。

(3)の請求者の主張する業務要求水準の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

(5) また、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託業務委託概要書」(甲第2号証)(以下「業務委託概要書」という)において「4.業務の内容」の「(6)関係法令等行政手続き業務において「(ア)文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」が示され、この中で「申請に必要な事前打合せ」と「申請書類の作成」が明示されている。

内容については、認める。

(6) さらに、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書」(甲第3号証)(以下「業務委託仕様書」という)において、第23条(建築基本設計)の「(1)基本計画書」のなかで、「(s)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載があるが、この「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めているものであり、その期間は、「回答書」(甲第8号証)に示すとおり「文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階」とされていることは明白である。さらに前項で述べたとおり「業務委託概要書」(甲第2号証)に示された「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」を求めている事は明白である。

ア 事実(6)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書(以下「業務委託仕様書」という)第23条(建築基本設計)においては、「建築基本設計は、以下の項目について行う。」と規定し、「(s)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」と規定されていることについては認める。

ウ 請求人による、「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めるものである」という事実認定については否認する。

請求者の主張する業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

「業務委託仕様書第23条(1)基本計画書(s)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」とは、(a)計画主旨～(r)工程計画以外に学識経験者及び文化庁等との協議により必要とされた事項について記述し、基本計画書として納品することを求める旨、規定したものである。請求人の事実認定は、記載の内容を誤解したものである。

エ ウにより、請求人が併せて主張する、条件を満たすべき期間についての主張は前提を欠くこととなり、否認する。

オ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託の業務委託概要書において、文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務として「申請に必要な事前打ち合わせ」及び「申請書類の作成」を求めていることは認める。

(7) 「成果品目録」(甲第12号証)は「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第10条の(3)にいう「成果品目録」であるが「業務委託概要書」(甲第2号証)の「4. 業務の内容」 「(6)関係法令等行政手続き業務」 「(ア)文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」で示されている「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。文化庁関連で含まれているのは成果品一覧の番号34にある「文化庁復元検討委員会、天守閣部会に係る資料等の原稿」である。復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更許可の許可が得られなければ本件事業は成立しないのであって、復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。

ア 事実(7)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 請求者による、成果品目録に「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。」との主張については、「申請に必要な事前打ち合わせ」は、番号15「各記録」及び番号35「上記天守閣部会等の議事録等」に含まれ、「申請書類の作成」は、番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれるため、否認する。

ウ 請求者の「復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更の許可が得られなければ本件事業は成立しない」との主張については、現状変更の許可を名古屋城天守閣木造復元に関する現状変更許可と解し、本件事業を名古屋城天守閣木造復元事業と解する理解の元で、認める。

エ 文化庁への申請手続きは、本市の専権事項であり、請求内容の「復元検討委員会への原稿、提案を作成する」は、基本設計で履行されていることから、基本設計は完了している。請求者の「復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。」との主張については、否認する。

実施設計業務委託における委託内容は、発注者である本市が決めるものであり、文化庁における審議等の進捗状況に関わらず、実施設計業務委託契約は適切に成立する。

オ 「施工もできない」とする点について、現状変更許可が得られなければ施工ができないという意味において、認める。

(8) 本件事業においては、文化庁における「復元検討委員会」の審査や、文化審議会の諮問結果は当監査請求提出日に至るも得られておらず、関係機関、文化庁より求められる建築の仕様について確定していない。

ア 事実(8)の内容については、内容ごとに述べる。

イ 平成30年9月21日(監査請求提出日)時点において、復元検討委員会の基本計画に対する了承及び文化審議会による現状変更許可申請に対する許可の答申が出されていないことについては認める。

ウ 「関係機関、文化庁により求められる建築の仕様について確定していない。」との主張については、本件事業において関連性が無いことと考える。

(9) すなわち「業務要求水準書」(甲第7号証)にいう「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」との要件が満たされておらず、平成30年3月30日に収められたとされる基本設計図書は未完成である。

事実(9)の内容については、否認する。

文化庁への申請手続きは、本市の専権事項である。

請求内容の業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

本業務委託において委託した業務は基本設計における設計図書の作成を含め適切に完了しており、請求者の主張は当たらない。

(10) 地方自治法第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務を負担していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと(甲第5号証)は違法である。(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則第53条)

事実(10)の内容については、否認する。

基本設計業務委託において求められている内容はすべて履行されており、本業務委託は適切に完了している。よって、本業務委託の対価として受注者に対し、金員の支払いを行ったことは適法である。

(11) 名古屋市と受注者は平成30年2月27日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成29年5月9日から平成30年2月28日まで」としていたものを「平成29年5月9日から平成30年3月30日まで」と変更契約を締結した（甲第9号証）

認める。

(12) 受注者は平成30年3月30日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。（甲第10号証）しかるに甲第5号証にしめす「支出命令書」の「検査確認年月日」は「平成30年3月30日」とされている。同日にはKKRホテル名古屋4階「福寿の間」において「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷（注：ママ）主幹は次のように発言している。「基本設計の完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけでは無く、すごい量ですから、段ボール5箱くらいあるので、随時検査します成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがありえる。あるけども、基本設計としては完了しているということ」（甲第11号証）しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約書」（甲第4号証）（以下「業務委託契約書」という）の約款第31条の5には「修補の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完成とみなせない。また、同条の6には「僅少の不備な点があった場合（略）成果品の引き渡しを受け取ることが出来る」とされているが、「業務委託概要書」（甲第2号証）において第23条(1)の(S)として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とは言えない。

名古屋市契約規則の第53条には「工事その他の請負及び物件の買入れに係る契約の契約代金の支払いは、当該契約の目的物について検査を完了し(略)たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為にかかる債務が確定していることを確認した上でなければ、支出をすることが出来ない」とされている。平成30年3月30日に収められた「段ボール箱5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」（甲第7号証）に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」（甲第5号証）によって、その代金が支払われたことは違法である。（地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市規約規則第53条）

ア 事実(12)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 受注者が平成30年3月30日に基本設計における設計図書等を含む基本設計業務委託の成果物を名古屋市に納めたこと、本業務委託に関する支出命令書の検査・確認年月日が平成30年3月30日とされていること及び平成30年3月30日に

KKRホテル名古屋4階「福寿の間」において、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）が開催されたことについては、認める。

ウ 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹蜂矢によるものと思料される、甲第11号証にて引用される発言内容については、当職員も正確には記憶していないが、引用される趣旨の発言をしたことは、認める。

エ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約書（甲第4号証）における名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所業務委託契約約款第31条第5項において「修補の完了を業務の完成とみなし」との規定があること、「内容に不足があれば業務の完了とはみなせない」こと及び第6項において「僅少の不備な点があった場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を委託代金額から値引きの上、成果品の引渡しを受けることができる。」こと並びに名古屋市契約規則及び地方自治法に各条文が存在することについては認める。

オ 請求者の「平成30年3月30日に収められた「段ボール箱5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」（甲第7号証）に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」（甲第5号証）によって、その代金が支払われたことは違法である。」との主張については、否認する。

基本設計における設計図書等を含む、基本設計業務委託は成果品を納品のうえ、平成30年3月30日に適切な検査を経て支出されており、適法であることから、請求者の主張は当たらない。

（続く）

(13) 「成果品目録」(甲第12号証)の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号18の構造計算書と番号29の数量調書のそれぞれページ数である。構造計算書は14,414ページに及び数量調書も639ページにわたる。これらの納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、事前納品を受け別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第16条「指定部分完了検査」が行われたことになるが、「業務委託概要書」(甲第2号証)、「業務委託仕様書」(甲第3号証)、「業務委託契約書」(甲第4号証)及び「業務要求水準書」(甲第7号証)には「先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規定による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規定にない事前検査は無効である。

ア 事実(13)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 甲第12号証で示される各ページ数においては、認める。

ウ 請求者の「これらを納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。」との主張については、否認する。

既に述べたとおり、検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師(建築)である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査(建築)である主任監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うこととなるため、一日で検査・確認をすることが可能であり、請求者の主張は当たらない。

エ 請求者の「事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば」との仮定については、事実ではないため、否認する。併せて、当該仮定に基づく事実についても否認する。

(続く)

(14) 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書（甲第6号証）における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。

事実（14）の内容については、否認する。

請求者は「基本設計図書が未完成」である旨、主張しているが、既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了しており、請求者の主張は当たらない。それに伴い、「基本設計が未完成であれば」とする仮定も当たらず、当該仮定に基づく各主張も当たらない。

(15) 上記基本設計図書が未完成であれば、本件事業の計画に遅延が発生する。しかるに本件事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本件事業の停止を求める（名古屋市会平成30年6月22日本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法242条3項）

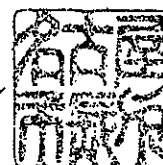
事実（15）の内容については、否認する。

既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了している。

30観名保第130号
平成30年10月23日

名古屋市監査委員 福田 誠 治 様
名古屋市監査委員 丹羽 ひろし 様
名古屋市監査委員 黒川 和 博 様
名古屋市監査委員 小川 令 持 様

名古屋市長 河村 たかし



住民監査請求に係る質問事項に対する回答の提出について

平成30年10月17日付30監特第31号にてご依頼のありました質問事項に対する回答につきまして、別添のとおり提出しますのでよろしくお願ひいたします。

観光文化交流局への質問事項

(3)名古屋市は本件事業開始以前に「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施行タイプ）による公募型プロポーザル業務要求水準書」（甲第7号証）（以下「業務要求水準書」という）を定めており、その「第2章 第4節 1. (6) 特別史跡における条件」において「その他、下記事項②」として「木造復元に際し、ア実施設計に着手する前の基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」と定めている。

質問1 業務要求水準書と基本設計契約の関係性についてご説明ください。

業務要求水準書は、「名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式」による公募型プロポーザルの実施に際し、技術提案を求めるための、条件等を要求水準として提示したものです。

請求者が主張する業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではありません。

基本設計は、天守閣を木造復元するにあたり、備えるべき機能、性能、主な使用材料の種別、品質、天守内外の意匠、設備機器等を検討し基本的な仕様について、史実調査などにより方向性を決定し、基本図面を作成していくものです。

基本設計については、業務要求水準書の内容を満たすことを前提とし、契約するものです。

質問2 復元検討委員会、文化審議会についてご説明ください。

復元検討委員会は、史跡等における歴史的建造物等の復元に関する専門委員会を言います。復元に関する総合的な調査研究を行い、文化審議会文化財分科会第三専門調査会に報告し、関係部会における審査に資することを目的としています。

文化審議会は文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等を行っています。現状変更許可は文化庁長官が文化審議会に諮問し、文化財分科会の審議を経て、文化庁長官が許可をするものです。

質問3 下線アの基本設計の段階とはいつを指しているかご説明ください。

基本設計の段階の内容という意味です。

質問4 文化庁の審査について踏むべき手順、時期をご説明ください

本市が作成した基本計画書を、文化庁文化財第二課（旧文化庁記念物課）と協議

を行い、同課に提出し、文化庁が復元検討委員会に諮り、同委員会からの意見・指摘があれば修正・回答を行い、再度委員会に諮ります。

その後、基本計画書の目途が立った段階で、本市より現状変更許可を申請し、文化庁長官が許可するものです。

(4) また、前項「業務要求水準書」(甲第7号証)に対する応募事業者の質問に対する回答として「名古屋城天守閣整備事業について、質問書に対する回答書(第4回)〈平成28年2月2日公表〉」(甲第8号証)(以下「回答書」という)を示しており、その「平成28年1月20日付けの説明書等に対する質問書についての回答」の6として、イ「文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了解が得られれば、実施設計段階では、文化庁における『復元検討委員会』の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか」との質問事項に対して「結構です」と肯定している。

質問5 下線イは事実でしょうか。事実であれば、どのような意味で回答したのかご説明ください。

事実です。基本設計の段階の内容において、文化審議会の答申が出され、文化庁長官により天守木造復元の現状変更が許可されれば、天守木造復元の文化庁との手続きが完了となり、実施設計の段階の内容において、文化審議会に関する業務が発生しない事を意味しています。

(5) また、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 業務委託概要書」(甲第2号証)(以下「業務委託概要書」という)において「4.業務の内容」の「(6)関係法令等行政手続き業務」において「(ア)文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」が示され、このなかで、ウ「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」が明示されている。

質問6 下線ウの業務内容は何を指しているのかご説明ください。

「申請に必要な事前打ち合わせ」とは、名古屋市が文化庁に対する現状変更許可の申請を行うための申請書類を作成するために受注者が行う、発注者、発注者支援者、地元有識者との打合せ及び調整を指します。

「申請書類の作成」とは、現状変更許可を取得するために、必要な書類を作成することを意味します。

質問7 下線ウの業務内容に関する受託者の実施実績をご説明ください。

受託者は、関係有識者及び名古屋市等と打合せを行い、文化庁を含む関係機関との打合せに必要な資料の内容や、名古屋市からの指示された内容の打合せを行っています。

申請書類の作成は、上記内容に基づき受託者が作成しています。

(6) さらに、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 仕様書」(甲第3号証) (以下「業務委託仕様書」という) において、第23条 (建築基本設計) の「(1) 基本計画書」のなかで、エ「(s) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載があるが、オこの「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証) における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めているものでありその期間は、「回答書」(甲第8号証) に示すとおり「文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階」とされていることは明白である。さらに前項で述べたとおり「業務委託概要書」(甲第2号証) に示された「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」を求めている事は明白である。

質問8 下線エは何を指しているのかご説明ください。

学識経験者及び文化庁等との協議において必要とされた内容を基本計画書の中に盛り込むことを指しています。

質問9 下線エに関する受託者の実施実績をご説明ください。

受託者は、名古屋市と打合せを行い、有識者や文化庁などとの協議によって必要となった内容を基本計画書に盛り込んでおります。

質問10 下線オに対する見解をご説明ください。

請求人が示している、「仕様書第23条 (1) 基本計画書 (s) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載は、(a) 計画主旨～(r) 工程計画以外に学識経験者及び文化庁等との協議により必要な事項について記述し、基本計画書として納品することを委託する旨、規定した条文であり、請求人の上記の主張は事実誤認に基づくものであり、当たらないと認識しています。従って、請求人が併せて主張する、条件を満たすべき期間についての主張も事実誤認に基づいており意味をなさず、当たらないと認識しています。

名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託の業務委託概要書において、文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務として「申請に必要な事前打ち合わせ」及び「申請書類の作成」を求めていることは認めます。

(7)「成果品目録」(甲第12号証)は「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第10条の(3)にいう「成果品目録」であるが、「業務委託概要書(甲第2号証)の「4.業務の内容」「(6)関係法令等行政手続き業務」「(ア)文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」で示されているカ「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。文化庁関連で含まれているのは成果品一覧の番号34にある「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」である。復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更の許可が得られなければ本件事業は成立しないのであって、復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。

質問11 下線力は事実でしょうか。

請求者の「(「成果品目録」に)「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。」との主張については、「申請に必要な事前打ち合わせ」は、番号15「各記録」に含まれ、「申請書類の作成」は、番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれるため、事実ではありません。

質問12 「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に関して、契約の仕様で、成果品目録以外に何か求めているものがあるかご説明ください。

成果品目録以外で求めているものはありません。

質問13 「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に関して、仕様で求めているものはすべて納品・実施されているかご説明ください。

仕様書で求めている成果物について納品されています。

(10) 地方自治法第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと(甲第5号証)は違法である。(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則 第53条)

質問14 基本設計業務委託契約の予定価格の積算をご説明ください。その際、「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に該当する箇所が分かるようにしてください。

天守木造復元の設計については、一般的な建築物の設計とは異なるため、本市が所有する業務委託費積算基準等を用いて積算することができないため、優先交渉権者から提出された見積書の内容を、本市において精査、確認し、その結果について

優先交渉権者と協議をしたうえで、必要に応じ見積の訂正を求め、双方が合意の上、価格を決定し、それを予定価格としています。

優先交渉権者から提出された見積書において、「申請に必要な事前打合せ」及び「申請書類の作成」については、特殊設計や許認可対応の業務の中に含まれており、単独で項目が示されておられません。

(11) 名古屋市と受注者は平成30年2月27日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成29年5月9日から平成30年2月28日まで」としていたものを「平成29年5月9日から平成30年3月30日まで」と変更契約を締結した。(甲第9号証)

質問15 契約を変更した理由をご説明ください。

有識者からの意見を受けて、石垣調査の内容の確認、調査の体制などを検討したところ、工程の組み直しが必要となったため。

(12) 受注者は平成30年3月30日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。(甲第10号証) しかるに甲第5号証に示す「支出命令書」の「検査・確認年月日」は「平成30年3月30日」とされている。同日にはKKRホテル名古屋 4階「福寿の間」において、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第26回)」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷主幹は次のように発言している。キ「基本設計の完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく、すごい量ですから、段ボール5箱くらいあるので、随時検査します。成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがありえる。あるけども、基本設計としては完了しているということ」(甲第11号証) しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 契約書」(甲第4号証)(以下「業務委託契約書」という)の約款第31条の5には「補修の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完了とみなせない。また、同条の6には「僅少の不備な点があった場合(略)成果品の引き渡しを受け取る事が出来る」とされているが、「業務委託概要書」(甲第2号証)において第23条(1)の(S)として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とはいえない。名古屋市契約規則の第53条には「工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し(略)たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされている。平成30年3月30日に収められたク「段ボール5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が「支出命令書」の記載の通り、同日に終了したとするには疑義がある。正当な検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」(甲第7号証)に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」(甲第5号証)によって、その代金が支払われたことは違法である。(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則 第53条)

(13) 「成果品目録」(甲第12号証)の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号18の構造計算書と番号29の数量調書のそれぞれのページ数である。ケ構造計算書は14、414ページに及び数量調書も639ページにわたる。これらを納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、コ事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第16条「指定部分完了検査」が行われた事になるが、「業務委託概要書」(甲第2号証)、

「業務委託仕様書」(甲第3号証)、「業務委託契約書」(甲第4号証)及び「業務要求水準書」(甲第7号証)には「先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規程による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規程にない事前検査は無効である。

質問16 下線キの発言をしたことは事実でしょうか。事実であれば「完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく」「随時検査します」「検査で合格しているわけではない」「内容に不足があれば」「基本設計としては完了しているということ」との発言がどういう意味でなされたものかご説明ください。

発言内容について、当職員も正確には記憶していないが、記載された趣旨の発言をしたことは、事実として認めます。

「完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく」については、修正の指摘が多ければ一日で終わるとは限らないということ。

「検査で合格しているわけではない」については、納品時点においては、完了検査に合格しているわけではないという事実を述べたものになります。

「内容に不足があれば」については、完了検査を行う中で不足が確認されれば、補正を命じるものであるという事実を述べたものになります。

「基本設計としては完了しているということ」については、受託者の立場として業務が完了していることを述べており、業務の完了は本市の検査の受検後になります。

検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師(建築)である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査(建築)である主任監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うこととなるため、一日で検査・確認をすることが可能な準備をしました。

質問17 下線ク・ケについての見解をご説明ください。あわせて段ボール5箱の成果物の検査確認を、いつ、どこで、どのように、どのような実施体制で行なったのかご説明ください。特に大量の計算書等についてご説明ください。

完了検査の前については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師(建築)である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査(建築)である主任監督員による点検・修正を経る2段階での検査を実施しております。

その上で、最後に完了検査として、平成30年3月30日に予め指定した検査員(名古屋城総合事務所係長級職員)が主任監督員、担当監督員が同席した上、実施しております。

計算書等については、事前に担当監督員、主任監督員の検査を行い、検査員による完了確認検査を行いました。

質問18 下線コについての見解をご説明ください。

部分引渡し等は受けておらず、事実ではありません。併せて、当該仮定に基づく事実についても事実ではありません。

(14) 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書（甲第6号証）における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。

質問19 実施設計業務委託契約の業務内容についてご説明ください。

実施設計は実際に工事をするための詳細設計を基本設計の成果を基に作成していきます。

具体的には、詳細な意匠設計、構造設計、設備設計、外構設計、石垣設計を実施し、またそれに必要な地盤調査や、模型等を用いた実験、シュミレーションを行います。

質問20 文化庁の許可が得られていない段階で実施設計契約を締結することについての見解をご説明ください。

本来、設計とは基本設計と実施設計を併せたものであり、基本設計が完了した時点において実施設計に移行できるものと考えます。

文化庁への現状変更許可の手続きについては、これら設計を進めていく過程において、文化庁の許可を得るために必要な書類を作成し、文化庁へ提出していくものであり、文化庁の許可と設計の契約を行うことは直接関係するものではありません。

(15) 上記基本設計図書が未完成であれば、本件事業の計画に遅延が発生する。しかるに本件事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本件事業の停止を求める（名古屋市会平成30年6月22日 本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法242条3項）

質問21 木材の保管代金について、現状の契約内容についてご説明ください。

木材は調達後に保管を行います。

その保管代金を、約159,000千円契約金に見込んでいます。

質問22 追加の保管代金が発生するのはどのような場合かご説明ください。発生する場合にはどのくらいの経費がかかるのかご説明ください。

2022年に間に合わないことが発覚した場合の追加負担として、竹中から提出された木材契約に係る見積によれば、木材保管料として年間約1億円が想定されます。

(その他)

質問23 名古屋城天守閣整備事業全体にかかる詳細なスケジュールをご説明ください。変更があった場合には、変更時期及び理由を付してすべてのスケジュールをご説明ください。

別紙 質問23にて説明(平成29年12月6日 経済水道委員会資料)

変更があった内容

- ・基本設計(石垣基礎調査を含む)の工期の延長
- ・石垣詳細調査の工程の変更

有識者からの意見を受けて、石垣調査の内容の確認、調査の体制などを検討したところ、工程の組み直しが必要となったため。

質問24 基本設計・実施設計・文化庁の許可の相関関係を示したうえで、基本設計その他業務委託は完了したかどうかの見解をご説明ください。

設計とは基本設計と実施設計を併せたものであり、基本設計が完了した時点において実施設計に移行できるものと考えます。

文化庁への現状変更許可の手続きについては、本市の専権事項であり、これら設計を進めていく過程において、文化庁の許可を得るために必要な書類を作成し文化庁へ提出していくものであり、文化庁の許可と設計の契約を行うことは直接関係するものではありません。

なお、基本設計その他業務委託は、正当に検査が行われ、完了したと認識しております。

質問25 検査確認は正当に行なわれたかどうかの見解をご説明ください。

検査確認は検査員のもと、正当に行われたと認識しております。

質問26 「天守閣整備事業基本設計その他業務委託の委託概要書・仕様書で求めている業務内容」「提出された成果物」「業務内容が履行されているか」を表の形で整理してご提出ください。

別紙 質問26を提出

成果品一覧

番号	成果品名	履行
1	基本設計説明書	○
2	基本設計図	○
3	工事概算書	○
4	構造計画説明書・構造設計概要書	○
5	各種技術資料	○
6	設備計画説明書・概要書	○
7	外構検討図	○
8	コスト縮減検討報告書	○
9	リサイクル計画書	○
10	工程計画概要書	○
11	市民向け説明用資料の一部データ	○
12	気流シミュレーション結果報告書	○
13	防災性能評価資料	○
14	透視図	○
15	各記録	○
16	設計図（仮収蔵庫、素屋根、構台、橋梁（史跡外準備）、内堀盛土）	○
17	各種計算書	○
18	構造計算書	○
19	グリーン購入計画書	○
20	計画通知	○
21	収蔵庫内空気室対策検討書	○
22	解体工事設計図	○
23	設備解体方針計画書	○
24	史実調査報告書	○
25	地盤調査報告書	○
26	ケーソン健全性調査報告書	○
27	敷地測量調査報告書	○
28	石垣調査報告書	○
29	工事積算数量算出書・数量調書・単価作成資料	○
30	見積検討資料（見積書含む）	○
31	工事費内訳書	○
32	要求水準確認計画書・要求水準確認報告書	○
33	施工計画概要書	○
34	文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿	○
35	上記天守閣部会等の議事録等	○

大

30 会 出 第 44 号
平成 30 年 10 月 23 日

名古屋市監査委員 福 田 誠 治 様
名古屋市監査委員 丹 羽 ひろし 様
名古屋市監査委員 黒 川 和 博 様
名古屋市監査委員 小 川 令 持 様

会計管理者 大島 尚美



住民監査請求に係る質問事項について (回答)

平成 30 年 10 月 17 日付 30 監特第 31 - 2 号にてご依頼のありました平成 30 年 9 月 21 日に提出された住民監査請求の内容に係る質問事項につきまして、別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひいたします。

質問1 名古屋市における契約から支払に至る一般的な手続きについてご説明ください。

回答 予算の執行は地方自治法により長の事務とされております。

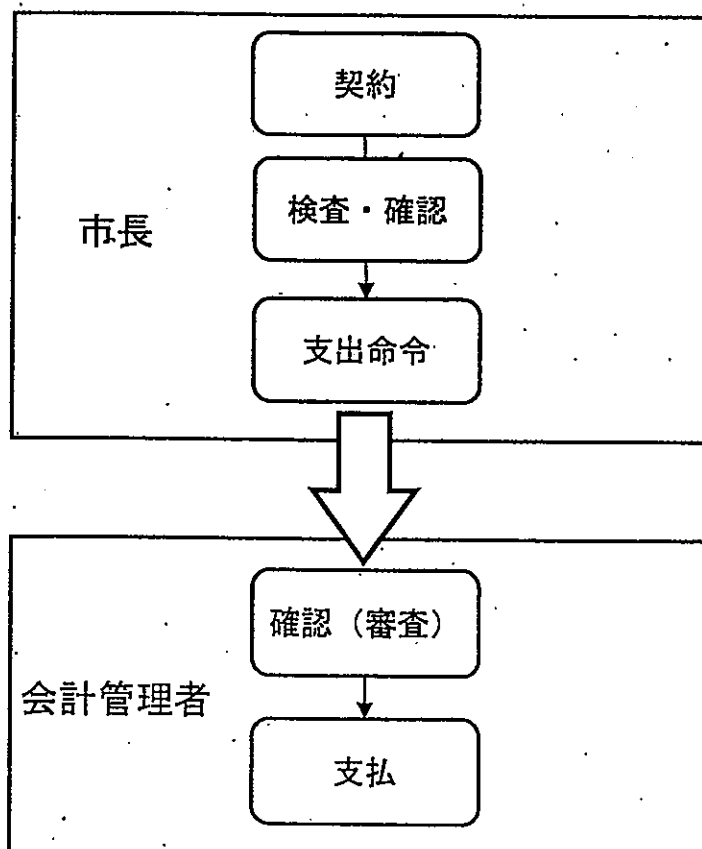
即ち、長において、契約を締結し、給付の完了確認検査を行うとされているところです。

また、支出については、長による命令がなければできないとされ、会計規則により長は、請求書等を徴取し、契約内容が適正に執行されているかなどを確認し、会計管理者に対して支出命令を発します。

この場合、長は上記確認の結果、契約内容が適正に執行されたことを証するため、支出命令書の「検査確認」欄に予め定めた検査員による確認押印を行います。

長の支出命令を受けた会計管理者は、地方自治法及び会計規則に基づき、支出命令書により確認を行い、その後、口座振替等の方法により債権者への支払いを行います。

〔契約から支払いまでの流れ〕



質問2 下線アの規定について、会計室としては一般的にどのような手続きを踏んで確認したうえで支払をしているのかご説明ください。

回答 会計管理者は会計規則に基づき、長から送付される支出命令書により債務が確定していることの確認を行い、債権者に支払を行います。

この場合、債務の確定の確認については、「検査確認」欄に、長による検査確認がなされたことを証する検査員の押印がなされていることを確認しているところです。

質問3 今回の名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約においては、会計室としてはどのような手続きを踏んで確認をしたうえで代金の支払したのかご説明ください。

回答 契約内容の適正な執行の確認は長の責務であり、長は確認を行った旨を支出命令書の「検査確認」欄への押印という形で明記します。

会計管理者は、長から送付された支出命令書の「検査確認」欄の押印により、債務の確定の確認をして支払いを行っております。

本件についても、「検査確認」欄に押印があったことから、その旨債務の確定の確認をして支払いを行いました。

地方自治法（抄）

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- (1) (略)
- (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- (3)～(9) (略)

第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1)～(5) (略)
 - (6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。
 - (7) (略)
- 3 (略)

(支出の方法)

第 232 条の 4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、**契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認**(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならぬ。

2 (略)

名古屋市契約規則（抄）

（検査員等）

第48条 法第234条の2第1項の規定により契約に基づく給付の完了の確認のために行う検査は、当該契約又は当該契約に係る事業を所管する局区室に属する職員のうちから市長が指定した職員（以下「検査員」という。）が行う。ただし、検査が専門的な知識又は技能を要するものについては、その専門的な知識又は技能を有する職員を指定するものとする。

2 令第167条の15第4項の規定により特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由によって市の職員が検査を行なうことが困難又は不相当として市の職員以外の者に前項の検査を委託しようとするときは、前条第2項に準じて決裁を経なければならない。本項の規定によって検査を委託した者を委託検査員という。

（検査の手続）

第49条 検査員は、市長の指示に従い、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行なわなければならない。

2 検査員が検査を行なう場合においては、当該検査にかかる契約の相手方及び当該検査の立会いのために契約にかかる事業を所管する局区室に属する職員のうちから市長が指定した職員の立会いを求めなければならない。ただし、契約の目的又は性質により立会いの必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 検査員は、履行の提供があったときその他市長が必要と認めるときは、直ちに検査を行わなければならない。

4 検査員は、検査を行なうにあたって試験又は試用を必要とするときは、その結果をまって合否を決定しなければならない。

5 前4項の規定は、委託検査員が行なう検査についてこれを準用する。

（代金の支払）

第53条 工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し、かつ、登記又は登録を要するものにあつては、登記又は登録に係る必要な手続を完了したのちでなければすることができない。第34条の規定による部分払についてもまた同様とする。

名古屋市会計規則（抄）

（請求書等）

第 66 条 支出負担行為担当者は、債権者から次の各号に掲げる事項が記載され、かつ、押印された請求書又はこれに代わる書類（以下「請求書等」という。）を提出させなければならない。

- (1) 請求年月日
 - (2) 請求金額
 - (3) 請求金額の基礎となる明細
 - (4) 債権者の住所及び氏名
 - (5) 支払金の受領方法（第 112 条の規定により口座振替登録票を提出した場合にあっては口座振替登録票の登録番号を含む。）
 - (6) 代理人で請求する場合は、委任者及び代理人の住所及び氏名並びにその関係
- 2 諸謝金その他市長が債権者の請求書等を徴し難いと認めるものについては、前項の規定にかかわらず、請求書等の提出を要しないものとする。
- 3 第 1 項第 3 号の明細が 2 通以上にわたるときは、請求書等にその旨を記載させ、明細書についても債権者に押印させなければならない。
- 4 請求書等（明細書を含む。次項において同じ。）に使用させる印鑑は、契約書又は請書（契約書及び請書がない場合にあっては、見積書）があるときは、これに使用したものと同一のものでなければならない。
- 5 第 1 項、第 3 項及び前項の規定にかかわらず、市長が指定する経費に係る請求書等についてはその記載事項の一部又は押印を省略し、又は変更して提出させることができる。

（請求書等の送付）

第 68 条 支出負担行為担当者は、請求書等その他関係書類（本条及び次条において「関係書類」という。）により支出すべき内容について調査したうえで、支出命令書（第 39 号様式又は第 40 号様式）又は支出振替命令書（第 42 号様式）に必要な事項を記載し、関係書類を添えて当該命令書を支出命令者に送付しなければならない。支出命令書による場合において、支出科目が複数あるときは、年度、支出命令番号、内訳番号、支出科目、支出命令額等を記載した内訳書を添付するものとする。

- 2 前項の場合において同一時期に多数の債権者に支払う経費で市会計管理者が指定するものにあつては、一の支出命令書（第 39 号様式又は第 41 号様式）又は支出振替命令書（第 42 号様式）によるものとする。この場合において口座振替の方法による場合は、年度、支出命令番号（支出振替命令書にあっては、支出振替命令番号）、内訳番号並びに債権者の住所及び氏名

のほか、支出振替命令書にあっては振替先科目及び支出命令額(支出振替命令書にあっては、支出命令額及び振替額)を、第112条に規定する口座振替の登録をした場合にあっては登録番号及び振替先を記載した内訳書又は書類を添付するものとする。

(支出命令の手続)

第69条 支出命令者は、前条の規定により送付された関係書類により、所属年度、歳出科目、金額、債権者(代理人を含む。)等を誤っていないかどうかその他法令、契約等に違反する事実がないかどうかを調査したうえで、支出命令書により支出命令を発するものとする。この場合において、支払期日又は期限が同一であり、かつ、歳出科目が同一である経費その他の市会計管理者が別に定める経費に係る支出命令については、これらの支出命令書に集合決裁書(第44号様式)を添付して発することができる。

- 2 支払期日又は期限のある支払金に係る支出命令は、期日又は期限前5日までに会計管理者等に到達するように発しなければならない。

(支出の命令の審査)

第71条 会計管理者等は、支出の命令書により法第232条の4第2項に規定する確認(以下この条において「確認」という。)をするものとする。この場合において、市会計管理者が別に定める経費で支払期日又は期限が同一であるものを支出する際には、これらに係る支出命令書(第39号様式又は第40号様式)、支出振替命令書(第42号様式)又は支出命令書(第45号様式)及び支出命令内訳書(第46号様式)に集合決裁書を添付して確認することができる。

- 2 会計管理者等は、支出の命令書によっては確認をすることができないときは、関係書類を徴し若しくは関係職員に内容及び債務の確定についての説明を求め、又は実地に調査をすることができる。
- 3 審査出納員は、確認をしたのち、支出の命令書を会計管理者に送付しなければならない。